

項目	基準	備考
生産に関する基準	(1) ほ場台帳を整備し、作物の作付履歴を記帳、確認できるようにしていること	
	① ほ場台帳を整備しているか	
	② 出荷者全員のほ場台帳を整備しているか	
	(2) 農業生産に利用した廃プラスチック類や廃棄物の処理が地域で定められた処理法に従って適正に行われていること	
	① 各地域の廃プラ類適正処理推進協議会等において、適正に処理しているか	
	(3) 栽培したものの残さ等を適正に処理していること（たい肥や飼料として利用、鋤込みなど）	
	(4) 作物を汚染する要因が見られないこと（ほ場やその周辺環境（土壌や汚水等）、廃棄物、資材等からの汚染防止等）	
	(5) 代かき後の濁水や農薬・肥料施用直後の水田水を流出させないこと	
	(6) 過去の米穀や生産環境におけるカドミウムの情報を踏まえ、必要に応じて、出穂前後3週間の湛水管理等の低減対策を実施し、その効果を確認しているか	
(7) 土壌浸食の恐れがあるところでは、浸食を軽減する対策を実施していること		
(8) 必要に応じて、鳥獣を寄せ付けない取組などの鳥獣害防止対策を実施していること		
2 準備及び投入資材・機械・施設の管理・労働安全	(1) 情報の収集	
	① 研修会への参加やパンフレットなどによる情報の収集、栽培基準の確認を行っていること	
	(2) 使用する水源を把握していること	
	① 生産履歴台帳に記録しているか（川・池等）	
	(3) 使用する全ての資材の安全に配慮していること	
	① たい肥の素材が明らかであり汚染につながる要因がないか（完熟たい肥の施用）	・使用する資材等については、栽培基準表に記載すること。 ・栽培基準表以外に使用する資材がある場合は一覧表を作成すること。
	② 使用する肥料は登録あるいは届出されたものであるか	
③ 使用する農薬は登録されたものであるか（無登録農薬及び無登録農薬の疑いのある資材の使用禁止）		
④ ①～③を除くその他の資材について、成分、特性、使用方法、製造方法の情報などから安全性について検討し、適正に使用しているか		
⑤ 使用した全ての資材を生産履歴台帳に記録しているか（納品書等の保管含む）		

項目	基準	備考	
生産に関する基準	(4) 機械・施設の管理の使用及び管理を適正に行っていること ① 作業機械・施設等の定期的な点検・整備、洗浄を実施したか ② 機械等稼働時以外はエンジン等を切るなどエネルギー消費の節減に努めているか ③ 火気のないところなど燃料の保管・管理は適切か		
	(5) 農作業安全に留意していること ① 農業生産活動における危険な作業や危険箇所等を把握し、改善に向けた取組を行っているか ② 安全に作業を行うための服装や保護具を着用しているか ③ 必要に応じて労災保険に加入しているか		
	3 種苗管理	(1) 品種の指定 ① 県の奨励品種（適品種を含む）であること その他、県が特に認める品種であること	※県が特に認める品種については、県農産園芸課水田農業対策係へ照会・確認すること
		(2) 種子・種苗の供給者等を確認していること	
		① 購入種子等の場合	
		ア 種子・種苗の供給者（JA等）及び供給者が行った消毒記録を保存又は生産履歴台帳に記録しているか（納品書等の保管含む）	
② 自家種子等の場合 ア 消毒記録を生産履歴台帳に記録しているか イ 品種特性維持の面から種子更新に努めているか			
4 土づくり 施肥管理	(1) 牛ふんたい肥など有機物を活用した土づくりを行っていること		
	(2) 地域栽培基準の範囲内又は必要に応じ土壌診断結果等に基づいて施肥を行っていること 【化学合成された肥料の使用を低減した栽培方法に取り組む場合は別紙の取組を追加】		
5 病害虫・ 雑草管理	(1) 登録された薬剤やその散布量、散布回数及び最終散布時期が記されている地域栽培基準の範囲内で行い、農薬容器等の表示内容を守って使用していること 【化学合成された農薬の使用を低減した栽培方法に取り組む場合は別紙の取組を追加】		
	(2) 農薬の使用残が発生しないように必要な量だけを秤量して散布液を調製していること		
	(3) 農薬使用前における防除器具等の十分な点検、使用後における十分な洗浄を行っていること		
	(4) 農薬の保管・管理を適正に行っていること ① 鍵のついた保管庫（倉庫）で管理しているか ② 農薬の受払簿又は納品書等の関係書類を整理しているか (5) 産地として農薬の散布回数の削減などに努めていること 発生予察情報、耕種的防除法、物理的防除法、生物的防除法等の活用に努めているか		

項目	基準	備考	
生産に関する基準	5 病害虫・雑草管理	(6) 農薬の飛散（隳）防止対策がとられていること ① 農薬の飛散防止対策を行っているか（周辺ほ場や住民等への影響の回避） ② 周辺ほ場の生産者とのコミュニケーションをとるなど、周辺ほ場からの農薬の飛散（隳）防止対策を行っているか	
	6 収穫管理	(1) 収穫作業において認証を受けた米に他の米が混入しないように配慮していること ① コンバイン等の収穫機械の清掃に努めているか ② 収穫時に収穫袋を区別するなど、認証を受けた米に他の米が混入しないよう対策を講じているか	
		(2) 収穫日・収穫量を記録していること ① 生産履歴台帳に記録しているか	

※ 地域栽培基準：各地域（産地）において各品目毎に作成する栽培暦又は栽培基準表をいう。地域栽培基準には、肥料や農薬等の使用基準や管理作業の手順等を定め、各生産者がその品目を生産するための基準となるものである。

項目	基準	備考	
出荷に関する基準	1 作業者管理	(1) 作業者の衛生面に配慮していること	
	① 作業前の手洗いの徹底がなされていること		
	② 日常の健康チェックが行われていること		
	2 施設・設備管理	(2) 異物混入等を防ぐ対策を講じていること	
	① 作業中は髪の毛等入らないよう帽子等を着用しているか		
	② 作業エリア内で食事，喫煙を行っていないか		
	③ トイレが衛生的に管理されているか		
	3 用排水管理	(3) 上記項目を含む作業者の衛生管理マニュアルを作成していること	
	2 施設・設備管理	(1) 施設の衛生面等に配慮していること	
	① 昆虫，鳥，小動物が施設内に侵入しないよう努めること ア 餌となるような生ゴミ等の不要な物を置いていないか		
	② 集出荷の際，トラック等の排気ガスが施設内に侵入しないよう配慮していること ア 荷の積卸，積込の際，アイドリングストップに努め，作業エリア内に直接排気ガスがかからないよう配慮していること		
	3 用排水管理	(2) 設備の衛生面等に配慮していること	
① 乾燥機・粃すり機・精米機・貯蔵施設などを定期的に点検していること			
ア 定期点検に基づき，清掃等を行っているか			
イ 点検・清掃記録をとっているか			
	(3) 上記項目(1),(2)を含む施設・設備管理マニュアルを作成していること	・施設の管理者とオペレーターを明記すること	
	(1) 施設・設備を洗浄する水は，飲用に準ずる水質基準値を満たしていること		
① 供給者（水道局等）が定期的に行っている検査結果の確認・保管又は自主的に検査を行っているか			

項目	基準	備考	
出荷に関する基準	4 製品管理	(1) 農産物検査法に基づく検査を受検すること	
	(2) 認証を受けた米に他の米が混入することがないように配慮していること		
	① 荷受けの際、米の置き場を区別したり、集荷や作業のスケジュール等を調整しているか		
	② 乾燥調製段階で認証を受けた米に他の米が混入しないよう対策を講じているか		
	③ 認証を受けた米を区分できるように、出荷する玄米袋に対策を講じているか		
	(3) 出荷に関する取引等を記録・保存していること		
	① 名称、産地、数量、出荷年月日、出荷先名、搬出した場所、用途が限定されている米穀についてはその用途を記録、または上記項目を含む伝票を出荷先と取り交わしているか。	米トレーサビリティ法に準ずる。	
	② 上記の記録または伝票を保存（原則3年間）しているか。		
	(4) 用途限定米穀、食用不適米穀がある場合、適切な保管及び販売・処分をしていること		
	① 保管は適切であるか		
② 販売・処分は適切であるか			

項目	基準	備考	
出荷に関する基準	4 製品管理		
	外部の乾燥施設等管理	(1) 外部と認証に関する確認を行っていること	※審査・認証機関の審査を受ける旨誓約した確認書
		① 外部の代表と確認書を取り交わしているか	
		(2) 作業者の衛生面に配慮していること	
		① 作業前の手洗いの徹底がなされていること	
		② 日常の健康チェックが行われていること	
		(3) 異物混入等を防ぐ対策を講じていること	
		① 作業中は髪の毛等入らないよう帽子等を着用しているか	
		② 作業エリア内で食事、喫煙を行っていないか	
		③ トイレが衛生的に管理されているか	
		(4) 上記項目を含む作業者の衛生管理マニュアルを作成していること	
		(5) 施設の衛生面等に配慮していること	
		① 昆虫、鳥、小動物が施設内に侵入しないよう努めているか	
		② 集出荷の際、トラック等の排気ガスが施設内に侵入しないよう配慮しているか	
		(6) 設備の衛生面等に配慮していること	
		① 乾燥機・粃すり機・精米機・貯蔵施設などを定期的に点検しているか	
	(7) 上記項目(5),(6)を含む施設・設備管理マニュアルを作成していること		
	(8) 施設・設備を洗浄する水は、飲用に準ずる水質基準値を満たしていること		
	① 供給者（水道局等）が定期的に行っている検査結果の確認・保管又は自主的に検査を行っているか		

項目	基準	備考	
管理体制に関する基準	1 産地管理	(1) 「食の安心・安全」に向けた具体的な目標を掲げ、周知を図っていること	
		(2) 代表者、管理責任者が各段階毎に設置されていること	
		① 生産管理責任者、栽培管理責任者、出荷管理責任者及び情報管理責任者がそれぞれ設置されているか	
		(3) 残留農薬検査を行うこと	
		① 出荷期間中に残留農薬検査を実施しているか	※原則として初回検査は出荷前に実施
		② 検査結果を保存しているか	
	2 適正な表示	(1) 包材等にJAS法等各関係法令に基づいた適正な表示が行われていること	
	3 情報提供システム	(1) 「かごしまの農林水産物認証制度実施要領」に基づいた方法、内容等で情報が提供されていること	
		① 出荷日、出荷先、出荷量を把握しているか	
		② 荷受け日、生産者名等を把握しているか	
(2) 情報の提供について消費者等の要望にいつでも応えられるよう努めていること			
① 情報提供マニュアルを作成しているか			
	(3) かごしまの農林水産物認証制度によって認証を受けていることを表示する場合、「別記3マーク使用基準」に沿っていること	※申請者以外が表示する場合は別途確認が必要	
4 内部研修	(1) 作付開始前に各研修会等で「食の安心・安全の確保」に関する研修を行っていること		
5 内部検査体制	(1) 年1回「食の安心・安全」に関する内部検査を実施していること		
	(2) 検査で指摘された箇所を早急に改善するシステムが確立していること		
	① 検査で指摘された箇所や改善すべき内容を文書化し、自主的に遵守する事項（自主基準等）とするなど改善対策が実施されているか		
6 クレーム処理体制	(1) クレームや問い合わせ等に対応するマニュアルを整備していること		
	(2) 消費者等からの声を生産に反映させるシステムが確立していること		
7 知的財産	(1) 必要に応じて、自ら開発した技術等の知的財産を適切に保護・活用していること		

※生産管理責任者：生産から出荷までの方法を把握し、総合的な管理を行う者  
栽培管理責任者：認証を受けようとする農林水産物の生産方法を把握し、管理を行う者で、生産管理責任者を補佐する者  
出荷管理責任者：認証を受けようとする農林水産物の出荷方法を把握し、管理を行う者で、生産管理責任者を補佐する者  
情報管理責任者：認証を受けようとする農林水産物の生産情報等を把握し、管理を行う者で、生産管理責任者を補佐する者

【化学合成された農薬や肥料の使用を低減した栽培方法に取り組む場合に追加される基準】

米

米-8

項目	基準	備考
化学合成された農薬や肥料の使用を低減した栽培方法への取組	<p>1 産地の取組</p> <p>(1) 産地として、化学合成された肥料農薬や農薬の使用の低減に取り組んでいること</p> <p>① エコファーマーであるか、又は1年以内にエコファーマーになる見込みがあるか</p> <p>(2) 栽培責任者及び確認責任者等が「農林水産省特別栽培農産物に係る表示ガイドライン（以下「ガイドライン」という）」の内容を理解していること</p> <p>① ガイドラインの内容について研修を実施したか</p> <p>② 栽培責任者、確認責任者等がガイドラインの内容を記した資料を持っており、内容を理解しているか</p>	
	<p>2 生産ほ場の設定</p> <p>(1) 生産する一定区画のほ場は、他のほ場と明瞭に区分することが可能であって、かつ確認責任者による管理方法の調査等が随時可能であること</p>	
	<p>3 責任者の設置</p> <p>(1) ガイドラインに沿って責任者を設置していること</p> <p>① 栽培責任者を設置しているか</p> <p>② 確認責任者を設置しているか</p>	<p>※確認責任者と栽培責任者は同一でないこと</p>
	<p>4 取組の計画作成と実践</p> <p>(1) 生産ほ場にガイドラインに規定する事項を記載した看板を設置していること（特別栽培農産物は、ガイドラインと県認証制度、他の区分は県認証制度により取り組んでいる旨と取組区分名を記載）</p> <p>(2) 栽培開始前にガイドラインに規定する事項を内容とする「栽培計画」を作成し、確認責任者へ提出していること</p> <p>(3) ガイドラインに規定する事項を内容とする「栽培管理記録」を作成し、収穫終了後速やかに確認責任者へ提出していること</p> <p>(4) ガイドラインに規定する事項を内容とする「出荷記録」を作成し、確認責任者へ提出していること</p>	<p>（栽培責任者の業務）</p> <p>※栽培管理記録-生産管理台帳、生産工程チェックリストにガイドラインの記載事項の追加が必要</p> <p>※出荷記録-集出荷履歴にガイドラインの記載事項の追加が必要</p>
5 取組内容の確認	<p>(1) 「栽培計画」はガイドラインに沿って記載されていること</p>	<p>（確認責任者の業務）</p>
	<p>(2) 「栽培計画」の記載内容の取組区分は適正であること</p>	
	<p>① 「栽培計画」に、かごしまの農林水産物認証制度実施要領別記1-2の化学合成された農薬や肥料の使用を低減した栽培方法への取組を認証する区分（以下「取組区分」という。）の区分名とその区分に該当する内容を記載しているか</p> <p>② 記載された内容が該当する取組区分として適正であり、確認責任者が確認しているか</p>	<p>※削減栽培の基準とする慣行レベルは鹿児島県が定めたものとする。</p>
	<p>(3) 栽培期間中の生産ほ場の栽培管理、「栽培管理記録」の記載が適正になされ、確認責任者が確認していること</p> <p>① 「栽培管理記録」は適正に記録されているか</p> <p>② 生産ほ場の状況と「栽培管理記録」から、「栽培計画」の範囲内で管理されていると判断され、確認責任者が確認しているか</p>	



項目	基準	備考
化学合成された農薬や肥料の使用を低減した栽培方法への取組	5 取組内容の確認 (4) 収穫終了後の「栽培管理記録」の化学合成資材の使用等の内容が、該当する取組区分として適正であり、確認責任者が確認していること	
	(5) 「出荷記録」が適正に記録されており、確認責任者が確認していること	
	(6) 確認責任者が「栽培計画」、「栽培管理記録」、「出荷記録」をその出荷・販売期間終了後3年間保管していること	
化学合成された農薬や肥料の使用を低減した栽培方法への取組	6 精米の確認 (1) ガイドラインに沿って精米責任者、確認者を設置していること	※外部に設置する場合、申請者との間でガイドラインに準じて行う事と審査・認証機関の審査を受ける旨を誓約した書類等を取り交わすこと
	① 精米責任者を設置しているか	
	② 精米確認者を設置しているか	
	(2) 精米責任者は、認証された米の「受払台帳」を備え付け、受払を明確にしていること	
	(3) 精米責任者又は精米確認者は、認証された米を精米し新たに容器に詰めかえるときは、容器包装類又は表示票に表示されている認証に係る内容を正確に転記していること (包装や表示票の保管、受払台帳による確認)	
	(4) 精米確認者は、一定期間における原料玄米の入荷量、精米等の数量、精米に伴う欠減量等を台帳及び表示票等により調査し、袋詰精米等に付された表示と内容が一致していることを原則として月1回以上確認していること	
化学合成された農薬や肥料の使用を低減した栽培方法への取組	7 表示・情報の提供 (1) かごしまの農林水産物認証制度によって認証を受けていることを表示する場合、「別記3マーク使用基準」に沿っていること	
	(2) 「特別栽培農産物」として取り組んでいることを表示する場合、ガイドラインに沿っていること	
	① ガイドラインの規定に沿って表示されているか	
	② 一括表示枠内の節減割合は適正に表示されているか	
	(3) 消費者等からの栽培方法や資材の使用状況、確認方法等に関する照会があった場合の対応が定められていること	
	① 情報提供マニュアルに対応内容が記載され、栽培管理記録等が準備されているか ② 必要に応じて、栽培責任者、確認責任者、精米責任者、精米確認責任者が説明を行うこととされているか	